

令和元年9月10日

第9回

議事録

小国町農業委員会

令和元年第9回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年9月10日（火）午後1時30分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室
3. 出席委員（農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名 計11名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	宮崎 博美
委 員	2番	石松 雄平
	3番	梅木 美代
	4番	佐藤 仲子
	5番	穴井 千年
	6番	欠員
	7番	安武 聖
推進委員		麻生 輝雄
推進委員		松本 和昭
推進委員		二田水 宏一
推進委員		坂田 敏之
4. 欠席委員
後藤信介推進委員、時松達也推進委員
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第2号番号2 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から、令和元年第9回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 　　それでは、議事録署名委員は、3番 梅木委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 　　次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　議案集をお開き下さい。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め。令和元年9月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

　　議案第1号です。番号1になります。土地については上田、田が4筆になります。合計面積が3,923㎡です。権利の種別は、3条の有償移転です。譲渡し人、譲受人以下の通りでございます。備考の欄、取引は10aあたりが〇〇円ということでござい

ます。別紙の方の資料を見ていただきたいと思います。3条の許可申請書の写しが付けてありますが、3 ページに所有者の農地所有面積、それから借り入れ等の農地面積、そして4 ページに作付状況、農機具の所有状況が記載されております。今回の土地の案件については、4 ページの一番下の方に書いていますが、平均距離約 100m、平均移動時間 2 分ということですのですぐ側の場所でございます。譲受人の家族構成につきましては、5 ページに書いてある通りです。6 ページですけど、下限面積の条件であります 3,000 m²はクリアしております。それから、7 ページに取得後の周辺地域との関係、下の方ですけど、地域との役割分担の状況について以下の通り記載されております。土地の物件については、登記簿謄本の写しを付けております。権利の障害となる抵当権等については、抹消されておりますので問題ありません。全ての権利がそんな感じになっております。それから場所ですけど、ゼンリン地図で折り曲げてページが 16 ページという風に書いてあると思いますが、右上の方に申請地が赤く印が付けてあります。それから、字図が次のページに付けてあります。現場の様子につきましては、写真を 19 ページに付けてあります。事前確認書を 21 ページに付けております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松本推進委員から報告をお願いします。

松本推進委員 先月の 30 日に事務局の方と会長と私で、現地確認に参りました。現地につきましては、皆さんもご存じだと思いますけど上田の〇〇地区です。自宅から徒歩で 2 分くらいの所に現地はございまして、田んぼも棚田ですけど 4 枚、それ相当の面積がございまして、農業機械、コンバインとか軽トラクター等については何の支障もなく経営できると思っていますし、内容につきましてはお聞きしましたら、双方のご理解で双方の話し合いによって購入されるという事でございますので、当然、何も問題はないかと思っております。現地につきましても、横に道路が通っております機械も十分、出入りできます。以上でございますので、よろしくご審議の程、お願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 この買う人が確保しているものの所に親牛 70 頭、子 30 頭と書いてありますよね。自分の牛じゃないですよ。

事務局 長 お答えします。多分、時期的にそういう情報も私の方は聞いておりますし、農協との関係とか 3 条の条件の中には土地もそうですけど、所有権と使用权、両方を耕作していた下限面積はクリア出来ていますし、家畜についてもその辺の部分は預かりという形なのか、所有という形なのかは、経営の中の農家さんの関係もありますので、それ以上深く聞き取り確認はしておりません。ただ、それによって 3 条の取得が出来ないという事にはなりません。私も少しそういう情報は聞いております。

7 番 隣同士ですか。

事務局 長 はい、そうです。

5 番 血縁関係はないのですか、これは。

1 番 血縁関係はないです。

事務局 長 譲渡し人の方にたまたま、今回の総会前に直接話す機会があって確認したんですが、かなり今回の案件は持ち主の方からの意向も強い感じがしました。それと一つ、補足ですけど、家族的な事というと、家族間のやりとりの情報はないみたいなので、あくまで所有者の判断ですので、もしかしたら家族の方にその後を聞く事で、トラブルになる可能性もあるので、そこは正直、自分の判断で所有権を持っているから売買するという話になっています。

2 番 譲渡し人がですか。

事務局 長 はい、そうです。

事務局長 通常は、一般的に同じ家族なものですから、親子関係でやり取りするとか、その辺の情報を例えば同じ意見の中の人に聞いたりするなら、多分それはちょっとまずくなるかなというのは、当事者から聞いてますので、取り扱いが注意したい所でございます。それを知ってる、知らないについてはこちらの3条の取引とはちょっと関係ないところですので、あくまで当事者の意向です。

1 番 場所もすぐ横だから、分かるのは分かると思う。

事務局長 そこは取引価格も含めてないかなと思うんですよね。

1 番 ちょっと、値段もいいですもんね。

事務局長 結果的にはそれは、多分、所有権が移転したというのが当然分かるということになっても、例えばその価格がどんなかたちとまでは言えないかと。

松本推進委員 作って植えたのはどっちなんですか。

2 番 恐らく〇〇さんでしょう。

1 番 多分、そうだと思います。牛がいるから、WCSで作ったようなところで場所もいいからですね。

議長 畜舎の横ですね。

5 番 ここは、農業法人には入っていないのですか。

事務局長 入っていないです。

5 番 入っていたら、出来ないですからね。出来ない事はないか。

議長 守秘義務の一つですかね。難しいところです。

7 番 この場所で決まった場合、お金の支払いとかが出来なかった場合はどうなるのですか。

事務局長 通常、そういう事はないと思いますが農業委員会としては、これは所有権移転をするために行政書士などに頼まれて、この登記をするためには3条の許可証がいります。ただ、その許可証と登記するにあたっては、売買が当然、無償ではないので、対価が払われない事は、0じゃないと思います。そこは、当事者間のやり取りです。

松本推進委員 言われたとおり、持っている持ち主の方がすると言っているのだから、誰も何も言えないと思います。

事務局長 登記簿で、権利が出てくれば当然の権利ですけど、実際そこには、介入されない。

松本推進委員 恐らく、もう全部、作ってもらっていたんだろうな。〇〇もしないし、あなたにやると言ったのでしょうか。

事務局長 通常ですね、所有権移転ですから、個人情報ですけど、通常、農業委員さんって普通は言えないし、辞めてからも言えないんですけど、誰が誰の土地を買ったとか、たまたま同じ家で、普通の会話として例えばあそこにやったなとかいうのは有り得ると思うんです。知っておいていただかないといけないかなという事で言いましたけど、通常そこまで介入して、情報の審査はしませんので、登記簿上の名義の方が売る訳ですから、そこで成立しておけば何も問題はないだろうと思います。

議長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第2号番号1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長

議案集を見て頂きたいと思います。2 ページになります。「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第 4 条第 1 項の規定により下記の農地の申請があったので意見を求める。令和元年 9 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 2 号です。番号 1 になります。土地の所在は西里、〇〇になります。田が 1 筆で、128 m²です。登記簿は田ですが、現況は倉庫です。今回、申請人は以下の通りでございます。転用理由の欄が倉庫という事で、始末書付きの案件になります。資料としましては、22 ページをお開き下さい。4 条の転用許可申請書の写しを付けさせて頂いております。土地の登記簿の中に抵当権の設定が入っていますので、これについては、27 ページに債権者の同意書が付いておりますので、問題はクリアしております。それから、事業計画書として始末書付きの追認にはなるんですけど、決まりの事業計画書というのは県に出さなくてははいけません。28 ページがその部分になります。少しだけですけども、繰り返します。まず、事業の目的及び必要性の欄ですけども、申請地には約 60 年前から倉庫が建てられていたという事でございます。木造 2 階建の倉庫で約 60 m²という事でございます。場所については 29 ページから字図とか地籍図を付けてあります。34 ページに始末書を付けております。理由の欄ですけど、申請地の周囲に農地はなく、九州電力の水路が隣接して通っており、農地として維持管理していくことが困難であったため、約 60 年前に祖父が倉庫を建てて、宅地として利用していたものです。農地法に不慣れな以前の所有者が無断転用いたしましたことを深くお詫びしますとともに、今後このようなことのないよう反省いたします。という事で、現場の様子は写真にあるとおりで、白い屋根がある所が該当する建物になります。倉庫として、利用されている場所でございます。36 ページが最後に確認書を付けさせて頂いております。以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、担当の佐藤委員から報告をお願いします。

4 番

8 月 30 日の日に、事務局の波多野さんと推進委員の二田水宏一さんと現地に行きました。登記上は田ですが、ご覧のように

今は倉庫が建っております。60 数年前に、下の家から上にあがった時に家の方は名義変更していますが、こちらは出来ていなかったそうです。現在そのままなっていて、今度手続きしようという事で、このようにしたそうです。審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 この車庫の手前にもう一つ屋敷があるのですが、それも一緒に含めてですか。

事務局 長 字図辺りに付けてますけど、それで分かりますかね。

1 番 写真で見えにくいのですが、3 枚目の左の端の方に見えるのですが、〇〇さんの軽ワゴンの上の方に、倉庫の手前にもう一軒家があるんです。そこも一緒ですか。

事務局 長 33 ページを見ていただいてもらっていいですか。33 ページに該当地に印を付けてあります。今言われているのは、場所的に〇〇です。

1 番 いや、〇〇の自宅の所にあるんですよね。ちょっと角が見えてるのは見えてます。

事務局 長 真ん中の写真ですか。

1 番 次から次までという訳にいかないでしょうが。まとめて〇〇に入っているのだろうかと思っていました。

4 番 結局、母屋だけは他から返還してたのです。

1 番 倉庫のすぐ手前に、お墓の所から入っていくじゃないですか。裏からですね。それで、突き当りが倉庫ですよ。そのすぐ手前にあるんですよ。お墓と下の倉庫の所に小さい家が。

事務局長 今、言われているのは。この 3 枚の写真で言うならここら辺ですか。結構、ここにも空白はあるんですよね。何もなかったです。当事者が説明するのは、あくまでこの建物だけで

1 番 だから、そこは一緒の土地になっているのかと思った。

7 番 面積的に 128 m²だから、畜舎の部分とその周り。

1 番 上を崩したんじゃないでしょうか。前はあったから、そこもまとめてこうしているのかと思った。

議長 長 あるのは別の地番の字図だから、〇〇は全体で言ったら九電の水道敷地になっているんじゃないだろうか。

1 番 あるなら、〇〇ならありますよ。

議長 長 〇〇は九電です。もう今ある倉庫の下は九電の水路がずっと、並行してある。ということは、この〇〇というのは九電の水路よりも、下の河川の方なのでもう登記が出来ていない部分だろうと思うんです。

事務局長 これは、32 ページの方にも当地の該当地区自体も〇〇に印が付いていて、その外側に雑種地として九電の土地が全部、囲んであるんです。そして、そのもう一つ向こうには確かに当事者の田んぼがあります。ただ、今回は手前の分だけということです。つながっていないです。

1 番 一緒にしているのかなと思ってたから、それならいいです。

議長 長 まだ、地籍が終わっていないとこういう所が難しいですね。現地調査行ってもですね。

議長 長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号1は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 続いて、日程第4 議案第2号番号2「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 同じく、議案集は2ページになります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年9月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号の番号2になります。場所は、大字北里になりまして畑が1筆です。28,760㎡のうちの224.13㎡。申請人は以下のとおりです。転用の目的は、農業用施設です。中身は管理棟等です。農業用施設において転用理由の欄ですが、事務処理や研究開発など常時行うにあたり、トイレ棟が必要となるためです。これについては、備考の欄にも書いてありますけれども、昨年度10月の総会で転用許可不要届ということで、200㎡未満の管理棟の届出があった訳ですけども、今回改めて増設をして、引き続きやるという事で、許可案件に該当する面積になりました。と言う事で、別紙の37ページを見て頂きたいと思えます。4条の許可申請書、現地確認書を付けております。下段の方に管理棟1棟という事で、先程言った面積がありまして、これと合わせて最終的には200㎡を超すということで正式に県知事許可がいる転用案件と言う事でございます。こちら物件については登記簿の写しを付けております。登記簿の写し、最終的に63ページ辺りを見ると、所有権移転の経緯が最終的には個人から法人に所有権移転した経緯がここを見て確認が取れます。それから、法人の登記簿も64ページに付けておりまして、今回の案件については事業計画等があります。66ページです。土地の選定理由については少し読みます。営農計画の事を言っている空芯菜の栽培で、規模を拡大するという事で、複数の従業員が常駐することによって、作業棟に併設してトイレ等の増設が必要となったということです。地図は、67ページに該当地区の位置が記されておりまして、航空写真で位置が分かるデータが70ページです。これにつきましては、70ページに水を地下より取っ

て、配管を通してここの管理棟のトイレ等に使うという事で、現場は皆さん方、何度も行かれていますので説明は省かせていただきます。それから、今回の施設の図面が73ページから付けております。あと、見積書も付けています。一部、町道の占有許可が関係していますので、78ページに町道占有の許可証の写しを付けています。以上で説明を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 これは、農業用施設と書いてありますけれども、実際はこれ何回か話にもあがりますけれども、農業という農業はしていないような状況ですよね、今まだ。ハウスを建てているだけで、いつから農業をするのですか。

1 番 あれから、全然動いてないですかね。

5 番 全然動いていないです。ハウスはビニールも被っていないです。

事 務 局 長 十分ご存じだと思いますけど、掘削したものの許可がすぐに延びて最終的には許可が下りて、掘削が始まってという事でございます。その部分が完全にハード的なものが終わらないと、多分、配管通して、営農が始まるという事は無理なので、いずれにせよ、掘削が全てなので、掘削から配管にして、こちらのハウスまで持って来るといのは時間がかかると思います。ただ、近況としては、実証実験的に農業用施設を使っています。

5 番 町には、今どのくらい掘ったとかいう途中報告みたいなのは入らないのですか。

事 務 局 長 温泉法による掘削の許可後の進捗状況は県も管理していると思います。その後どうなったかというのは、どうしても政策課という所が窓口でやっていますけれども、法人の〇〇さんが営農するにあたって、全体的な計画だけ温泉活用ででたのがありますが、あの時以上の資料は、うちの方でも把握しておりません。何か逆に情報があれば教えて頂きたい。

5 番 馬やらいつ持って来るのかと思ってですね。上田の方にも馬の放牧をしたい考えがあるそうですね。昨日、地元の方が家に来てからそういう意見を言ったからね。

事務局長 馬の件はですね、実は今日、案件として、許可不要届として馬を繋ぐパドックをここで報告する書類まで出てきました。〇〇からです。それは、28頭ぐらいの馬を陸路で持って来てこちらで繋ぎとめる。その事を平面図と立面図と計画をもって農業委員会で報告する。それは、許認可ではなくて200㎡未満くらいで、予定していたんですけど、実は県の畜産課の方から牧野において、馬を放牧する場合は、ある一定の頭数以上になると行政指導としてああしてほしいこうしてほしいという基準があるんです。許可じゃないですけど、呼び出しが何かあってですね。阿蘇の地域振興局の農業普及・振興課の方から指導を受けてですね。正式に馬の堆肥舎、家畜は糞尿が出ますので、それとパドックについては、馬も地面をある程度、馬用仕様にしなきゃいけない。農地のままじゃ難しいという事での、その面工事まで含めた所で、見直しが指導されているんです。義務じゃないけども、県の指導があったものですから、一旦、〇〇としては、馬を繋ぐ場所を許可不要として農業委員会に届ける事を取り下げさせて下さいと、それで正式に県の指導を仰いで、再度提出しますと、その時は正式にパドックが面工事も入りまますし、屋根も付くような繋ぎ場になりますので、小国町農業委員会の4条の許可で案件として正式にあがってきます。それは、もう1日でも早い方がいいと向こうも言ってますけど、多分、直近の情報はそういう状況なのでですね。こっちの方まであがってきて、審議して、県の許可が下りないと、その設備は、整備出来ないの、今は持って来られない。それが今の近況でございます。

5 番 そういうパドックとか、指導があった方法でしっかりと整備されるなら、馬はすぐもって来る考えですかね。

事務局長 そうですね、実は農振法がひっかかってですね。農地法が転用の許可が下りれば、最終的には、2ヶ月弱で許可が下りるんですけど、農振法は用途区分の変更という手続きを取らなきゃい

けないからそっちの方がどうしても、公告縦覧というのがあって時間がかかるみたいです。今、農振法の手続きと農地法の手続きを向こうは準備して全体のスケジュールが遅れるのを〇〇さん本人が実務的な現場の担当者と話をして、それを承知して、仕方ないという見解で納得されたというか、最初は無理矢理でも持って来るといった話があったらしいですけど、そこは仕方ないということで同意をしたという話は聞いています。

5 番 最終的に持って来るといった考えはあるんですね。

事務局長 あります。

議長 それでは採決いたします。議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号2は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 続いて、日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の3ページを見て下さい。「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第5条第1項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年9月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第3号になります。番号1です。土地は黒淵になります。2筆で、8,021㎡のうちの4,687㎡の所有権移転になります。譲渡人、譲受人、以下の通りでございます。所有権移転後の転用につきましては、農業用施設ということです。今回、豚舎、管理棟、駐車場です。転用理由の欄ですが、事業拡大に伴い、養豚場及び事務所、駐車場を建設するためということです。ちなみに、備考の欄ですが、そこは農振農用地の関係がございます。農振法については農業用施設として用途区分変更の公告縦覧中ということです。別紙の94ページをご覧ください。5条

転用の写しが付けてあります。今回の転用者の会社の定款が 102 ページから付けてありまして、110 ページからが事業計画書の中身になります、少しご紹介させていただきます。今回の土地の選定理由なんですけど、申請地が老朽化していたということで、養豚の少ない地域である小国町が適地であったということで、既存の養豚場を事業継承することで買収の同意ができたことから、また新しい養豚場を行うことになったということで、今回は申請地が一部農地ということになります。資金としては、事業計画書の 111 ページにここに書いてあるとおり、〇〇、借入の方は〇〇の方ですね。土地の関係は、字図、計画平面図ということで、どういった建物、どういう配置で建てるかというのは、115 ページ辺りを見て頂くと、塀の中に建物が平面図で入る図がありますので、排水同意書は 118 ページに付けてありますが、水についてもボーリング 2 カ所の予定です。あと、今回の転用等につきましては、資力の確認というのがございます。資力も規模も大きい、借入金額も大きいということでございまして、120 ページにですね、金融機関の借入申込希望書ということで、写しが付けてあります。120 ページの下の方ですけど、審査を経て、今般正式に借入申込に係る書類を受領いたしましたということで、〇〇の証明が付いてますけど、資力の確認というのは、通常、金融機関、銀行等であれば、仮審査が通りましたとかそういう書類が付くわけですけど、今回これは信用金庫じゃなくて、〇〇ということなんです。仮審査決定まで待つことは、出来ないということで、〇〇の場合はある程度、貸付のメドが立たないと、申込書自体、受理しないというのがあるということです。わざわざ、〇〇の方がこちらに来られて、また県も説明に来て、資力の確認はこの申込書の段階で認めるということは、県の方から確認が取れましたので、その資料を付けております。その中には、経営改善資金計画書という法人の経営計画があがっております。あと、施設の見積書も付けてあります。転用の場合は、他に土地がないという代替性検討表というのを付けなければいけません。これが 137 ページです。今回、周辺林地がいくつかございまして、林地開発の申請についてのやり取りもあってございまして、その経過が 139 ページに林地開発許可に係る分の情報が付けてあります。それから、現地確認が 141 ページに付けてありまして、現場立ち会いも写真が 142 ページに付けてありまして、全体計画の中で言いますと、農地に該当する

所は一部分なんですけど、この部分は転用の面積が 3,000 m²を超えますので、今日、許可相当という審議結果が出ましたならば、県の常設審議会でのこの案件は説明をして、その後でないと、県の許可は下りないという流れがあります以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

2 番 　　7月の29日にですね、推進委員の坂田さんと事務局の方とで、現場を確認してきました。ここについては現在、写真で見ているとおり、採草地となっております。今後は、農業用施設や豚舎の一部に変更するということですが、この豚舎の進出につきましても、地域住民との協議も済んでおりますので、妥当であると判断しております。審議の方よろしくお願い致します。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 　　最初、確認ですけど、計が 4,966 m²のところですね。議案の方と違うみたいですけど。

事 務 局 　　4,966 m²が正しいです。

7 番 　　それと排水同意書が付いていますが、〇〇さんという方の排水同意書で印鑑を押してあるもの、ここは、どっちに流れるんですか。松原ダムの方にいくのですか。

2 番 　　ダムの方です。

7 番 　　〇〇さんがその土地を持っているということですか。

2 番 　　そうですね。〇〇さんも持ってます。

7 番 　　1人ぐらいでいいんでしょうか。

事務局長 実際は、前の施設自体の時は、流れる先が杉山だったんですけど、町が買収して買って行って町有地で対応していたんです。まずは、手前の所は町有地に流れ出ます。

1 番 局長に聞きたいのですが、〇〇とはうちの所辺りに来る〇〇ですか。

事務局長 そうです。

1 番 一緒ですか。

事務局長 設備の種類が違ってですね。

1 番 担当者は同じですか。

事務局長 同じです。あその場所は、親の方の繁殖で、今回のこの案件は肥育です。

1 番 〇〇と名前が載っているから一緒だろうかと思って

事務局長 全く一緒です。

1 番 繁殖の方の手続きはしましたか。

事務局長 それは、農地法に関係ない場所だったので、農業委員会にはかかっていないです。

1 番 現場には行ってみたのですか。

事務局長 はい。

1 番 この前は、畑にしていたんじゃないですか。

事務局長 そうです。

3 番 この大きい道はどこからつながっているのですか。

7 番 ○○からのぼってくる道です。

2 番 ○○からというか、もう、西回りバイパスですかね。

5 番 この前、○○に行った時、畑を見に行ったじゃないですか。あの道路ですか。

2 番 だから、○○の方に行けば、その横を通りますよね。○○から、どっちから帰りましたか。○○の○○の方からも、○○の○○からもつながっている。

事務局長 既存の施設は、もう全て解体して無くなっています。

5 番 元々はどのような状態だったのですか。

事務局長 元々は、あそこは途中から豚がいなくなったんです。

議長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第6 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について(利用権貸借)」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の5ページです。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地の利用集積計画の決定について意見を求める。令和元年9月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第4号、利用権設定、番号1です。土地の所在は、上田になります。3筆で、面積が2,698㎡です。今回、この案件は、

利用権設定期間がきましたことによる再設定ですね。利用権を設定する人、設定を受ける方、以下のとおりでございます。利用の目的の欄は、期間は5年で10aあたり〇〇kgという事になっています。

続いて番号2です。土地の所在は黒淵になります。1筆で、面積はうちで5,327㎡になります。利用権設定する人、受ける方、以下のとおりでございますが、今回この件は新規の貸し借りになりまして、利用目的は牧草で、期間は5年、備考の欄に地元の石松委員のあっせんという事で、この貸し借りが成立しております。別紙の資料でございますね、見て頂きたいと思いますが、最後の方ですね。一番後ろのページの145ページを開いて下さい。利用権の設定を受ける者の情報でございますが、男〇〇歳、従事日数300日という事で、主に水稻と畜産です。世帯も男〇〇、女〇〇という事で、今回は地域の農業委員さんのあっせんによる貸し借りが成立という事で、右下にあっせん農業委員・推進委員署名欄に委員の名前が入っていますので、こういった活動については例の農地利用最適化法規の中の活動を実績として広げるといような事になりますので、ご紹介をしております。以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 意見じゃないですけども、事務局の方に要望したいと思えます。実は、番号2をあっせんするにあたって、借り手がないものですから、ここは〇〇さんに最終的にはお願いしたような状況です。けれども、牧草となるとただ撒いてというような事で、全く対価の話は出ない訳ですよ。要望というのは、出来たら水田のような、1反あたり1万か米1俵というのが基準ですけど、牧草でなら3,000円くらいという基準か何かを作って頂ければなと。確かに牧草だからですね。ただ中山間地補助金あたりの管理費やらも入っているからですね。そういうような状況です。

5 番 でも、牧草でも〇〇円きました。

2 番 転作でしょう。

- 5 番 買う人は、草だけもらえばいいんでしょう。
- 2 番 所有権が移るから。借りてる者が牧草やら全部。
- 5 番 そこからは、2人の話か何かで上手いこと決めていかないと。
- 2 番 そうですね。だから、牧草の〇〇円が入るし、中山間地が入るから、借り手には金が入る訳ですよ。貸し手は0円なんです。
- 1 番 貸し手に賃借料は入らないのですか。
- 事務局長 そうですね。
- 議長 管理してもらえればいいという人なら使用貸借もあり得る。
- 2 番 それはもう、この場合はそうですね。
- 5 番 荒れないだけでもいいですね。
- 事務局長 今回は、地元の農業委員さんとして石松委員が推進されて、この貸し借りが成立したのは事実ですので非常に有難いのですが、おっしゃる通り貸した方のメリットと借り手の方のメリットというのは、本当は両方にあった方がいいですね。それで、今回の場合でいうと、正式に農業委員会を通した案件ですので、これは当然、耕作した人に色んな奨励金とかあります。けど、貸した方には一般的にそういうのがないです。前の県立劇場のでも、標準小作料制度は、廃止でした。農業委員会の中でそれを作ってどうのとか言うのは、大学の先生が言ってましたけど、唯一、上田の営農法人が筆ごとに標準小作料の基準を作って、それで貸し借りをしたという事例はあります。絶対出来ないという事ではないけど、そのテーブルはどこかの法人の組織かこの農業委員会が決めないと他は当事者同士では決められないというか、難しい案件ではあるかなと思います。
- 2 番 ここで決められないものですか。

事務局長 法律にはないけど、決めてもいいものです。

2 番 それを提案したいです。

1 番 ガイドライン的にね。

議長 法人も決めたのは、皆さんにこうやってそこを管理するために、水管理、それからこうなった時は草管理をしないと、借りたらそれがついてくるからですね。それで、4ランクぐらい決めたんです。例えば、1万円、1,000円やらの基準を聞いてそれなら、それで0円もあったんです。こんな所を受けたって収穫はないのという農地もあります。そういう状態です。

事務局長 あと、現実的には、上田の法人の事例で言いますと、自分の土地を法人の例の土地の所に貸した場合は、耕作者に協力したという事で、耕作者協力金というのが実は国の補助金であるんです。その代わり色々な条件の中でしかないんで、小国町というのは上田だけしかもらえないんですけど、上田の地区では持ち主の方が法人に場所を提供した事によって、耕作者に協力した協力金と1反あたりいくらというのが出ています。それと借り手には、あそこは全体で120町くらい農地があるんですけど、その中の20%以上を集積した場合は、1反あたりいくらというように受ける側にも流れてくる。そういう国の制度はありますが、あくまでそれは、大きいモデルケースの場合であって、先程、石松委員さんが言われたような1対1のような小さいのは、現実ないので、例えばこれは、町の単独で農地集積処理をスムーズにするために、単独予算を使ってでもそれに背中を押す仕組みをつくるとか、そういう議論がこの場から、町長に提案されるのはいい事かなと。他市町村は単独予算で流動化するために背中を押す事例はあります。

議長 長くないうちに皆さんと町ぐるみで、一緒になって、取り組まないといけない。もう優良農地だから、将来残す農地はどこかというのを選定するとか。農業委員と推進委員、それから町も取り組んで、ここをずっと農地で残そうという方向性を皆さんで議論しないとイケないのかなと。そうすると、そういった

補助金とかも使う所が出てくると思います。時間はかかるかと思
います。

事務局長 あと、経営転換交付金といって、純粹に農業をやめると、そ
して跡取りもいない、だから小国町の担い手に農地を集約させ
るといった場合も国は経営転換交付金というのを最初のうちは、
あったんですが、ほとんど、最初の方だけで、さっきもそうで、
今はほとんどもらえないです。

2 番 最終的には、農地は守るとい
うか。早い話が〇〇とかは残
るでしょうけど、我々の地域
は何がきっかけで崩壊して
いくか。隣の人が事故か何
かで作らないようになったら、
もうそこはアウトですよ。一
番迷惑するのは、自分達や近
所の人です。だから、ここは
残さないといけないという基
準ではなく、もう出来るだけ
荒らさないようにしてくれと
いうのが、今農業をしている
人達の思いではないだろうか
と思うのです。自分の陣地を
荒らさないでくれ、自分の農
地はそれぞれで管理してくれ
と、それが農家の人達は言
いたいだろうと思います。こ
こを最終的に、10年も、20
年もこの地域で残したいと思
っていても、事故か何かで
作らないようになったら、自
分がしないといけないです
もんね。でも、自分では他
の作物やらなんやら作って
いる。それ以上に今度は人
を雇ったり、自分が寝ない
ですか。どうい表現をした
らいいのか分からないの
ですが、出来るだけ、みんな
が荒らさないようにして下
さいというのが言いたい
だろうと思うんですよ。

議長 長 それでは採決いたします。議案第4号について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしま
した。

議長 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものにつ
いては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん
参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第9回総会
 を閉会致します。

 令和元年第9回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
 ためここに署名する。

 3 番

 4 番